

老人医療費助成制度の見直しについて

■市の老人医療費助成制度の対象者の年齢が引き上がっていきます

今後、団塊の世代の方々が後期高齢者となることにより、医療費が増大することが見込まれています。その対策として、負担能力のある方に可能な範囲で医療費を負担していただくなど、高齢者の医療費制度を取り巻く環境が大きく変化していることから、北斗市においても独自に行なっている老人医療費助成制度を見直すこととしました。

これまでは、68歳以上の方を対象としていましたが、本年4月以降に68歳になる方(昭和29年4月2日以降に生まれた方)は、医療費助成の対象となりません。

なお、3月末までに医療費助成の対象となっている方(昭和29年4月1日以前に生まれた方)については引き続き助成を行います。

■北斗市の老人医療費助成制度の内容

①窓口負担割合の差額助成

昭和29年4月1日以前に生まれた68・69歳の方を対象に、医療機関等の窓口で支払う自己負担額(3割)と70歳になったときの自己負担額(2割になる場合)の差額を助成しています。(調剤薬局も対象)

②一部負担金助成

昭和29年4月1日以前に生まれた方を対象に、入通院にかかる自己負担額の一部を助成しています。(調剤薬局は対象外)
 ・通院…400円/月(自己負担額が400円未満の時は、その全額)
 ・入院…300円/日(同一病院で継続して2か月を上限)

申請方法等について詳しくは市公式ホームページをご覧ください。

HP <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/1556.html>

問 市役所国保医療課医療給付係[内線124・125]

国民健康保険 資格等の届出

国民健康保険に加入または脱退する時には、世帯主または本人からの届出が必要です。

例えば、会社の健康保険に加入しているにもかかわらず、国民健康保険から脱退する手続きをしないと重複して健康保険に加入していることになり、保険料金も二重に支払っていることになりま。

届出についてご不明な点や、仕事の都合等で手続きに来る時間を取ることができない方は、市役所国保医療課へご連絡ください。

届出の際には、下表に記載しているもののほか、本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等)と、加入・脱退する方のマイナンバーを確認できる書類が必要です。

問 市役所国保医療課

「内線122・125」

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
加入するとき	他の市町村から転入したとき	他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書(健康保険資格喪失証明書)
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書(健康保険資格喪失証明書、被扶養者認定取消通知書など)
	子どもが生まれたとき	被保険者証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
脱退するとき	外国籍の人が入るとき	在留カード、パスポート等
	他の市区町村に転出するとき	被保険者証
	職場の健康保険に入ったとき	職場の健康保険被保険者証(職場の健康保険被保険者証が未交付の場合は加入したことを証明するもの、被扶養者認定通知書など)、国保の被保険者証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	被保険者証、喪主を確認できるもの(会葬礼状等)、葬儀を行った方の預金通帳
	国保の被保険者が死亡したとき	被保険者証、保護開始決定通知書
その他	生活保護を受けるようになったとき	被保険者証、保護開始決定通知書
	外国籍の人がやめるとき	在留カード等
	市内で住所が変わったとき	被保険者証
	世帯主や氏名が変わったとき	被保険者証
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	被保険者証、在学証明書、施設等の入所証明書
就学や施設入所のため、別に住所を定めるとき	被保険者証、在学証明書、施設等の入所証明書	
保険証をなくしたとき (あるいは汚れて使えなくなったとき)	顔写真付きの身分を証明できるもの(マイナンバーカードや運転免許証等)、使えなくなった被保険者証	